

議案第64号

北上市部設置条例の一部を改正する条例

北上市部設置条例（平成3年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>保健福祉部</u></p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9) 消防防災部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>福祉部</u></p> <p><u>(6) 健康こども部</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>キ 消防団及びその他消防に関すること。</u></p> <p><u>ク 防災及び危機管理に関すること。</u></p> <p><u>ケ</u> [略]</p>

(2)～(4) [略]

(5) 保健福祉部

ア [略]

イ 保健衛生に関すること。

ウ 高齢化対策に関すること。

エ [略]

オ その他保健福祉に関すること。

(6) 農林部

ア～ウ [略]

エ 農商工連携に関すること。

オ [略]

(7) 商工部

ア～ウ [略]

エ [略]

(8) [略]

(9) 消防防災部

(2)～(4) [略]

(5) 福祉部

ア [略]

イ [略]

ウ 障がい福祉に関すること。

エ 高齢福祉及び介護保険に関すること。

オ その他福祉に関すること。

(6) 健康こども部

ア 保健衛生に関すること。

イ 子ども・子育て支援に関すること。

ウ その他他部の所管に属さない保健及び子育て支援に関すること。

(7) 農林部

ア～ウ [略]

エ [略]

(8) 商工部

ア～ウ [略]

エ 農商工連携に関すること。

オ [略]

(9) [略]

ア 消防団に関すること。

イ 防災に関すること。

ウ その他消防防災に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(北上市災害弔慰金の支給等条例の一部改正)

2 北上市災害弔慰金の支給等条例(平成3年北上市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(審査会の庶務) 第20条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。	(審査会の庶務) 第20条 審査会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市国民保護協議会条例の一部改正)

3 北上市国民保護協議会条例(平成18年北上市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>消防防災部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 北上市子ども・子育て会議条例(平成25年北上市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>教育委員会事務局</u> において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>健康こども部</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

5 北上市成年後見制度利用促進審議会条例(令和元年北上市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和2年12月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

総合計画を着実に実行するため、行政組織を再編整備しようとするものである。